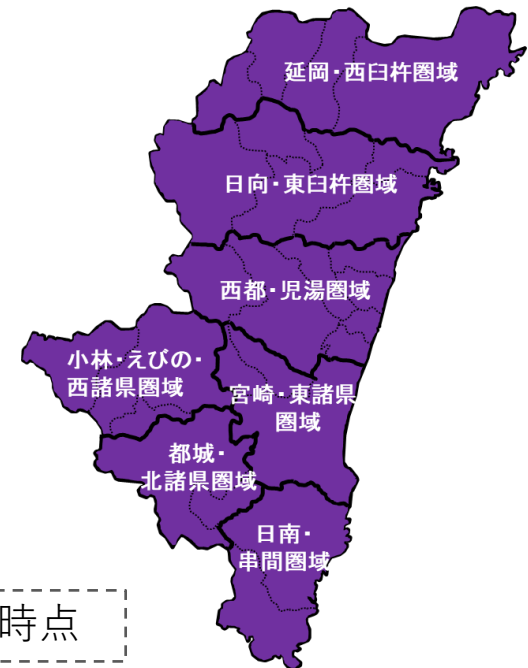


まん延防止等重点措置

■ 「重点措置区域」 の指定を全市町村に拡大

重点措置区域	指定期間
宮崎市、都城市、延岡市、三股町	1月21日（金）～2月13日（日）
上記以外の市町村	1月25日（火）～2月13日（日）



1月25日時点

基本的な考え方

- 一昨日、昨日の新規感染者数は、前週の同じ曜日と比較して、2倍程度で推移する中、今週後半には、1日当たり500～600人まで増加する可能性。県下全域での感染爆発が現実味を帯びており、社会機能への重大な影響が生じる懸念
- 現在「重点措置区域」に指定し、時短要請を行っている市町村から、その他の市町村への人の流れが見られ、感染の染み出しによるさらなる感染拡大のリスクが高まっており、県全体で感染防止対策の最大限の強化が必要
- 九州各県にも、国の「まん延防止等重点措置」が適用される予定で、各県とも全県域を「重点措置区域」に指定し、時短要請等の強い対策を打つ見込み。隣県と足並みを揃えた対応を行わないと、県をまたいだ往来を招きかねない状況

「重点措置区域」の行動要請について

対象地域	宮崎市、都城市、延岡市、三股町	左記以外の市町村
要請期間	1月21日（金）～2月13日（日）	1月25日（火）～2月13日（日）
外出・移動	<ul style="list-style-type: none"> ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ○市町村外への不要不急の外出・移動の自粛※① ○20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛※② ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛 	
会食※③	<ul style="list-style-type: none"> ○一卓4人以下、2時間以内 ○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と 	
高齢者施設等の面会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限（ガラス越しやオンラインでの面会を） 	
飲食店等への要請※③	<ul style="list-style-type: none"> ○20時までの営業時間短縮※② ○酒類提供の終日停止※② 	
イベント開催における制限※③	<ul style="list-style-type: none"> ○人数上限20,000人 ○会食につながる場面の制限 	
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○入場者の整理 ○入場者に対するマスクの着用の周知 ○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置等） 	

※②

※①：通院、通学、通勤、日常の買物など生活に必要な外出やワクチン接種、選挙の投票のための外出は自粛の対象外
 ※②：特措法第31条の6第1項に基づく要請（その他は同法第24条第9項に基づく協力の要請）
 ※③：「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限の緩和は実施しない

飲食店等における営業時間短縮等の要請（特措法第31条の6第1項）

- 対象地域：県内全域（宮崎市、都城市、延岡市及び三股町は除く）
- 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けている飲食店等
（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
※認証店も非認証店も同じ取扱いとする。
- 営業時間短縮等：1月25日（火）～2月13日（日）
を要請する期間（1月25日（火）午後8時から2月14日（月）午前5時まで）
 - ※ 協力金については、1月28日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時までに営業時間短縮に協力した場合に支給
ただし、1月25日、26日、27日から継続して協力した場合は、その分を加算
- 要請内容：午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わないこと
酒類の提供は終日停止
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき
売上規模別に店舗単位で支給 ※次の内容で調整中

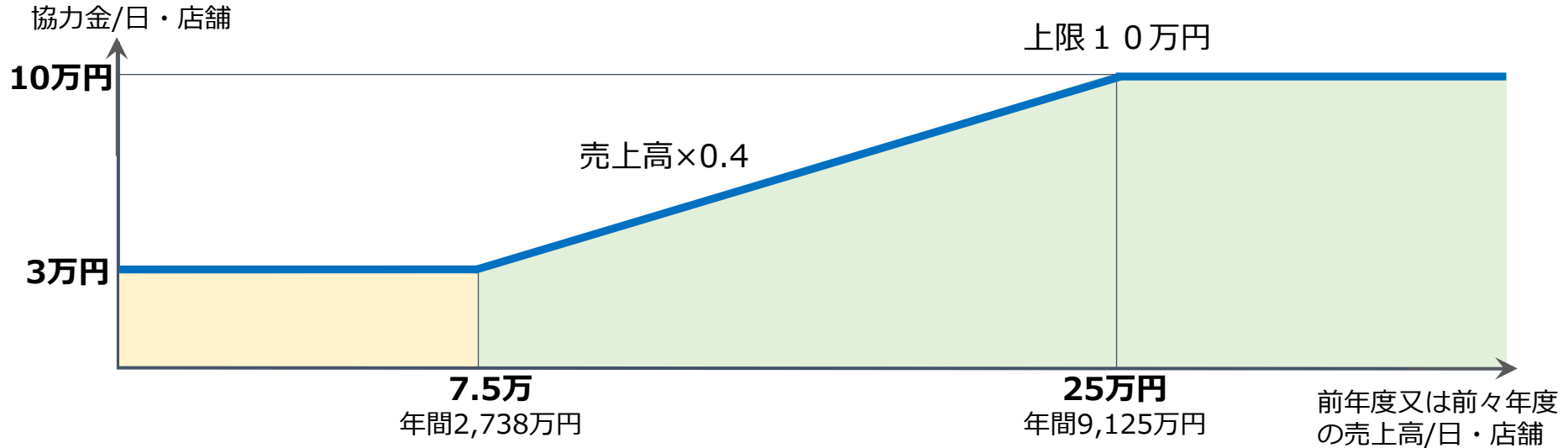
なお、感染状況により要請期間が短縮された場合、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

※ 「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

売上規模別協力金について

1 中小企業（小規模事業者、個人を含む。）

1日当たりの協力金額：1日当たりの売上高×0.4（3万円～10万円）



2 大企業（中小企業も選択可）

【計算式】

1日当たりの協力金額：前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4

【上限額（1日当たり）】

20万円

大規模集客施設への要請（特措法第31条の6第1項）

■要請対象：特措法施行令第11条第1項に規定する大規模集客施設（※）

対象地域	要請期間
宮崎市、都城市、延岡市、三股町	1月21日（金）～ 2月13日（日）
上記以外の市町村	1月25日（火）～ 2月13日（日）

○入場をする者の整理等

入場者の密集を防ぐ整理・誘導、施設の入場者の人数管理・人数制限等

○入場をする者に対するマスクの着用の周知

○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止

○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置等）

※新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設

- ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - ・ 集会場又は公会堂
 - ・ 展示場
 - ・ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
 - ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
 - ・ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 等

イベントの開催制限（特措法第24条第9項に基づく協力の要請）

■要請対象：県内全域

■要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

- ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
- ・人数上限：5,000人

※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、20,000人まで追加可（大声なしが前提）

○会食につながる場面の制限

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による人数制限の緩和（収容定員まで）は実施しない

■要請対象：県内全域

■要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○業種別ガイドラインの遵守

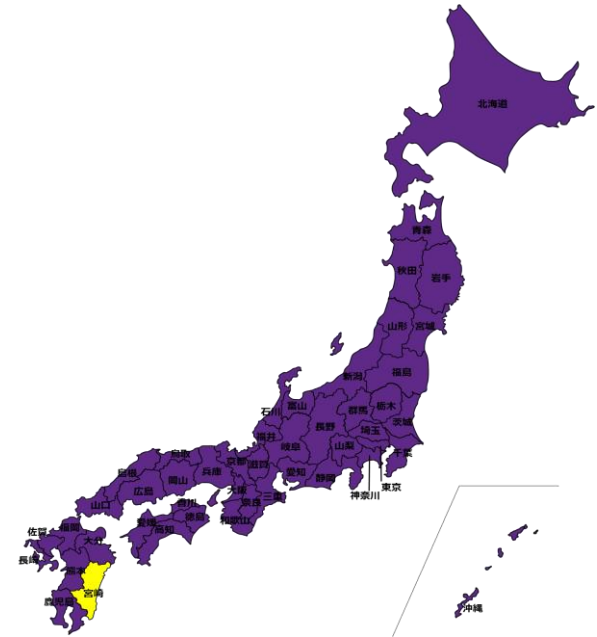
○テレワークの活用や時差出勤の促進

- ・ 接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤等を促進してください

県外との往来について

オミクロン株の影響により

全国的に過去にない
スピードで感染が急増！



当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

県外との往来自粛を！

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

来県自粛

をお願いします

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

基本的な感染防止対策の徹底について

- 3つの密（密集、密接、密閉）を避けましょう
- マスク（不織布マスク）を適切に着用しましょう
- マスクを外すときは会話は控えましょう
- こまめな換気や手洗い、手指消毒を行いましょ
- 同居する家族など、普段一緒にいる方と過ごしましょ

家族、親戚、友人であっても、今、普段一緒にいない方と会うのは感染リスクが高いことに注意が必要！

- 少しでも体調に異変がある場合は、出勤や外出を控えて、すぐに身近な医療機関を受診してください
- 感染に不安のある無症状の方は、無料検査を積極的に活用してください

受診や相談する医療機関に迷う場合は

宮崎県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター
TEL：0985-78-5670（24時間対応）

無料検査体制について

無料検査の実施期間を 2月13日（日）まで延長します！

■本県の無料検査体制（1月25日時点）

	検査種別	設置数
PCR検査センター	PCR/抗原定性検査	5箇所
薬局	抗原定性	31箇所
医療機関	抗原定性	2箇所
検査機関	PCR	1箇所
計		39箇所

■無料検査実施状況

- ・PCR検査センター（1/8～1/23）：8,792件（1,758件／日）
- ・薬局等（1/8～1/23）：1,553件（62件／日）

■無料PCR等検査における陽性件数

- ・無料検査における陽性件数（1/8～1/16）：63件
- ※1日の最多陽性件数：13件（1/16）